地方公務員給与引き下げを前提にした財政措置を行わないよう 求める意見書

政府は「デフレ不況」からの脱却を目指すとして「緊急経済対策」を決めて補正予算を組み、来年度予算案を閣議決定しました。

その中で、地方財政対策については、一般財源総額は前年度と同水準を確保するとしたものの、地方公務員の給与関係経費については、この間引き下げられた国家公務員並みにするとして削減することにしています。

言うまでもなく「デフレ不況」になった原因の一つは、雇用者所得が減り続けたため、国民の購買力が大きく落ち込んだことによるものです。地方公務員の給与についていえば、国の人事院勧告に準じて、ここ数年毎年のように引き下げられてきました。

この問題への対応の一つとして安倍首相は、経営者団体を訪問し、「賃金の引き上げ」を要請したことが報道されました。民間には賃上げを要請し、その一方で国家公務員に続いて地方公務員まで給与引き下げを迫ることは、政府みずからが行おうとしている「デフレ不況」の克服に逆行することになりかねません。

また、政権の違いはあってもこれまで政府は、地方分権一括法の制定など「地方分権」を進めてきました。しかし、今回の財政措置は「国が行ったのだから地方も」という方向を示すにとどまらず、財政的に国のやり方に地方を従わせようとするもので、これまで進められてきた「地方分権」の流れに逆行するものです。そのため地方6団体(全国知事会、都道府県議会議長会、市長会、市議会議長会、町村長会、町村議長会)は1月27日、「平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明」を出し、政府のやり方に異議を唱える声明を発表しています。

よって、政府におかれましては、地方公務員給与引き下げを前提にした 財政措置を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月19日

尾道市議会

関係行政庁あて